

# 太陽光発電 購入単価について

平成24年4月 中部電力

## 2012年4月1日から6月30日までの購入単価

2012年4月1日から2012年6月30日までに当社が太陽光契約の申込みを受け、かつ原則として2012年9月30日までに電力受給を開始した場合に下記の購入単価が適用されます。申込みの受付日とは、申込書および添付書類がもれなく記入・添付されたことを当社が確認できた日とします。

なお、2012年4月1日から2012年6月30日までに申込みをされ、かつ2012年7月1日以降に電力受給を開始するお客さまにつきましては、2012年7月1日施行の「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の適用を受けることができる場合があります。

### 住宅用（低圧連系のお客さま）

	受給最大電力(注1)	受給電力量料金単価(円/kWh)	
太陽光発電設備を単独で設置する場合	10kW未満	42円	
	10kW以上	お客さまが「国から新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金を受給していないこと」および「2011年4月1日から2012年6月30日までに当該太陽光発電設備が新たに設置されたこと」を証する国の設備認定通知書の写しを当社に提出した場合(注4)	40円
	上記以外	24円	
その他発電設備等を併設する場合(注2)	10kW未満	34円	
	10kW以上	お客さまが「国から新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金を受給していないこと」および「2011年4月1日から2012年6月30日までに当該太陽光発電設備が新たに設置されたこと」を証する国の設備認定通知書の写しを当社に提出した場合(注4)	32円
	上記以外	20円	

### 非住宅用（高圧連系のお客さま）

	受給最大電力(注1)	受給電力量料金単価(円/kWh)	
太陽光発電設備を単独で設置する場合	500kW未満(注3)	お客さまが「国から新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金を受給していないこと」および「2011年4月1日から2012年6月30日までに当該太陽光発電設備が新たに設置されたこと」を証する国の設備認定通知書の写しを当社に提出した場合(注4)	40円
		上記以外	24円
その他発電設備等を併設する場合(注2)	500kW未満(注3)	お客さまが「国から新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金を受給していないこと」および「2011年4月1日から2012年6月30日までに当該太陽光発電設備が新たに設置されたこと」を証する国の設備認定通知書の写しを当社に提出した場合(注4)	32円
		上記以外	20円

(注1)「受給最大電力」は、太陽電池パネルとパワーコンディショナーのいずれか小さい方の出力となります。

(注2)「その他発電設備等を併設する場合」とは、太陽光発電設備を除くお客さまの発電設備等(燃料電池、ガスエンジン、蓄電池等。以下「その他発電設備等」といいます。)を併設し、当該設備からの発生電力量が当社の電線路に流入しないものの、併設により太陽光発電設備からの受給電力量が増加しうる場合をいいます。ただし、「その他発電設備等を併設する場合」であっても、その他発電設備等からの発生電力量が太陽光発電設備からの受給電力量に影響を与えない形態でその他発電設備等を設置するときには、「太陽光発電設備を単独で設置する場合」の受給電力量料金単価を適用いたします。

(注3)受給最大電力が50kW以上で、受給最大電力が電気需給契約の契約電力よりも下回る場合に適用いたします。

(注4)国の設備認定申請は、お客さまご自身で申請していただきます。